

自主行動計画の見直し

【下請取引の適正化】

- 元請企業として、労務費については改定した「労務費見積り尊重宣言」に基づき、「労務費に関する基準」を踏まえた適正な労務費を内訳明示した見積りを要請し、尊重することを明記
- 元請企業として、公的主体などにより作成・更新された一定の客観性を有する統計資料について下請負人から提出があった場合には、これらを考慮して協議を行う。また、資材業者の記者発表又は下請業者や資材業者から提出された現時点及び過去の同種工事における見積書など現時点の資材価格と過去時点の同種工事における資材価格を比較した資料等について提出があった場合には、これらも考慮して協議することを明記。

【適正価格での受注】

- 受注者として、通常必要と認められる原価に満たない金額を請負代金の額とする契約や通常必要と認められる期間に比して著しく短い期間を工期とする契約を締結しない、適正な契約変更を図らなければならない旨を明記